

県は、外国人観光客の受入環境を整備するため、宿泊施設等における多言語表示等に取り組む事業者に対し補助金を交付します。

1. 補助対象者 ※補助対象者については、交付要綱を十分にご確認ください。

- (1) 客室数を15室以上有する宿泊事業者のうち、災害時における外国人観光客対応マニュアル（以下「マニュアル」という。）を有している又は交付申請後にマニュアルを作成する者
- (2) 交通事業者のうち、県内に本社を有し、かつ次の各号のいずれかに該当する者
  - ① 鉄道事業法第2条に規定する鉄道事業を営む者
  - ② 鉄道事業法第2条第5項に規定する索道事業を営む者
  - ③ 道路運送法第3条に規定する旅客自動車運送事業を営む者
  - ④ 海上運送法第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業を営む者
- (3) 県内航空旅客ターミナル施設を管理する者
- (4) 県内観光事業者のうち、マニュアルを有している又は交付申請後にマニュアルを作成する者
- (5) 県内商業施設事業者

2. 補助事業

平成29年度内に実施する、宿泊施設等における外国人観光客の利便性を向上させるために実施する、次のいずれかに該当する事業とします。

- 多言語利用案内パンフレット又はマップの作成
- 外国語表示又は音声案内の整備
- 外国客接客マニュアルの作成
- Wi-Fi利用環境の整備
- その他外国人観光客の受入環境の充実に必要があると認められる取組

3. 補助の対象となる経費と補助金額

- 対象となる経費・・・印刷製本費、通信運搬費、翻訳費、委託料、工事請負費、備品購入費、その他、補助事業の実施に必要な経費であると知事が認めるもの  
※人件費等の経常的な運営費及び懇親会等の経費を除きます。
- 補助金額
  - (1)～(3)の補助対象者・・・補助対象経費合計額の2分の1に相当する額又は1,000千円のいずれか低い額以内の額
  - (4)～(5)の補助対象者・・・補助対象経費合計額の3分の1に相当する額又は500千円のいずれか低い額以内の額
- 補助金の支払・・・精算払を基本とします。

4. 申請書等

平成29年度青森県インバウンド受入環境改善対策強化事業費補助金交付申請書に、事業計画書と収支予算書、宿泊事業者及び観光事業者においては、マニュアルを添えて提出ください。必要に応じて、関係書類を求めることがあります。また、事業終了後は、実績報告書等を提出していただきます。

※申請書については、県ホームページ（[青森県 誘客交流課](#)）で検索。）からダウンロードできます。

5. 申請の締切

**平成30年2月1日（消印有効）**

随時受付を行い、書類審査を行います。

なお、申請の締切期限前でも、予算額に達し次第、受付終了となります。

6. 担当窓口

青森県 観光国際戦略局 誘客交流課（川村）  
住所 〒030-8570 青森市長島1-1-1  
電話 017-734-9130 F A X 017-734-8126  
メール [shinkanko@pref.aomori.lg.jp](mailto:shinkanko@pref.aomori.lg.jp)